

# ACP（アドバンス・ケア・プランニング）及び 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った研修について

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来・在宅医療対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）  
について
2. 本人の意向を尊重した意思決定のための研修会について

1. **人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）  
について**
2. 本人の意向を尊重した意思決定のための研修会について

# 人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）について

Advance Care Planning : ACP(自らの意向が表明できなくなることに備えて)

Advance: 前もって Care: 医療やケアについて Planning: 計画すること

人生の最終段階の医療・ケアについて、(話し合いの時期は人生の最終段階に限ることなく、)患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス

- 患者の同意のもと、話し合いの結果が記述され、定期的に見直され、ケアに関わる人々の間で共有されることが望ましい
- ACPの話し合いは以下の内容を含む
  - 患者本人の気がかりや意向
  - 患者の価値観や目標
  - 病状や今後の予後の理解
  - 治療や療養に関する意向や選好、その提供体制

<http://www.ncpc.org.uk/sites/default/files/AdvanceCarePlanning.pdf>

出典:平成28年度厚生労働省委託事業

人生の最終段階における医療体制整備事業 研修資料一部改変

# 人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業

令和8年度予算額 **1.1**億円（55百万円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の相談に適切に対応できる体制を強化するため、医療・ケアチーム（医師、看護師等）の育成研修を全国で実施するとともに、継続性の担保のために講師人材の育成を実施。また、国民への普及啓発も併せて実施している。

## 2 事業の概要・スキーム

### 研修事業

医療機関等において人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっている医師を含む多職種チーム（病院・診療所・訪問看護ステーション・介護老人福祉施設等より、多職種チームで参加することを推奨）

プログラム	主旨、構成内容
講義	ガイドラインに基づいた意思決定（総論）
講義・グループワーク	STEP1：本人の意思決定する力を考える
講義・グループワーク	STEP2：本人の意思の確認ができる場合の進め方
講義	STEP3：本人の意思を推定する
講義	STEP4：本人にとって最善の方針について合意する
グループワーク	STEP3・4
講義・グループワーク	コミュニケーションスキル演習

### 研修開催実績

平成26・27年度（モデル事業として実施）  
15か所**49名**が研修を修了

平成28～令和元年度（講師人材研修と相談員研修を実施）  
346名の講師人材を育成。1,168チーム・**4,209名**が相談員研修を受講

令和2～令和5年度（病院向け・在宅向けの2プログラムで相談員研修を実施）  
882チーム・**3,271名**が相談員研修を受講（うち在宅向けは1,288施設・1,430名）

令和6年度（基本研修と専門研修の2プログラムを実施）  
281チーム・**519名**が研修を受講（基本研修は83施設・**321名**、専門研修は198施設・**198名**）  
…平成26～令和6年度の10年間で延**8,048名**が研修を受講（モデル事業の受講者を含む）

### 実施主体

委託事業：【研修事業】コンサルや教育研究機関等を想定 【普及啓発事業】広告事業者等を想定

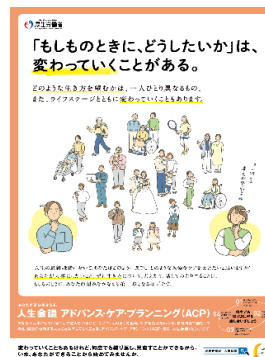
### 普及啓発事業

#### 対象者

- 一般の方（住民、患者）
- 医療・介護従事者以外でACPを周知し、日常生活の中でACPを行うきっかけ作りを行い得る、地域のキーパーソン

#### 事業概要

「人生会議」普及啓発のためのイベントの開催や動画等の資料の作成



※令和2年度事業で作成した普及啓発動画

※令和5年度事業で作成した普及啓発ポスター

### 普及啓発実績

平成29年度 市民公開講座を実施

平成30年度 一般向け学習サイト作成  
(<http://www.med.kobe-u.ac.jp/jinsei/>)

令和元年度 普及啓発イベント開催

令和2～令和4年度 普及啓発動画の作成

令和5年度 シンポジウムの開催及び普及啓発ポスター作成

令和6年度 シンポジウムの開催及び普及啓発漫画の作成

# 令和7年度人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング） 国民向け普及啓発事業の取組について

人生会議（ACP）の現状や課題、重要性への理解を深め、ともに考える機会として香川県 高松市で普及啓発イベントを開催した。人生会議が地域に根付くことを目的に香川県、高松市と共催した初の地方開催となり、当日は約500名の地域住民等が来場した。さらに、香川県医師会や香川県薬剤師会、香川県看護協会、香川県医療ソーシャルワーカー協会などの展示ブースも設け、各団体の取組みを紹介する機会にもなった。また、人生会議をより身近に感じ、理解してもらうため、国民向けポータルサイトも作成して公開している。

## イベントの開催

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02783.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html)

## “自分らしく生き抜くために” 「人生会議」はじめてみませんか？ in 香川

### 概要

- 開催日時/開催場所  
令和7年11月24日（月・祝）14時～16時  
レクザムホール（香川県民ホール）大ホール
- 参加について  
参加無料、どなたでも参加可能
- 主催等  
主 催：厚生労働省  
共 催：香川県、高松市 後 援：香川県医師会、高松市医師会



### プログラム・登壇者

- 基調講演「自分らしく生きるための人生会議とは？」  
浜野 淳（医師/筑波大学医学医療系緩和医療学・総合診療医学 准教授、筑波大学附属病院医療連携患者相談センター 部長）
- トークセッション  
【第1部：香川県・高松市の取組みについて】  
・ 浜野 淳  
・ 片山 陽子（香川県立保健医療大学 副学長／高松市在宅医療介護連携推進会議 委員）  
・ 吉澤 潔（高松市医師会 副会長／高松市在宅医療介護連携推進会議 委員長）  
【第2部：スペシャルゲスト・大山 加奈さんを迎えて】  
・ 大山 加奈（元バレーボール女子日本代表）  
前半：大山さんによる体験談や自身の考えに関するトーク  
後半：地域の課題や人生会議全般について先生方とのクロストーク
- エンターテイメント  
桂福枝さんによるオリジナル落語  
司会進行：岡崎 夢（フリーアナウンサー）



## 国民向けポータルサイトの作成

幅広い層の国民に人生会議を周知するため、スマートフォンでの視認性も意識したホームページを作成した。今後の厚生労働省からの情報発信のプラットフォームとして、更新していく予定。



### 「人生会議」の進め方



不安や迷いも、あなたの大切な「思い」のひとつです。気持ちは変わっていくこともありますので、その都度、何度でも繰り返し話し合うことが大切です。

自分らしく生きるための「人生会議」ポータルサイト



<https://www.mhlw.go.jp/acp-jinseikaigi/> 6

1. 人生会議（ACP:アドバンス・ケア・プランニング）  
について
2. 本人の意向を尊重した意思決定のための研修会について

# 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について（平成30年3月14日公表）

## 見直しの必要性について

富山県射水市民病院の人工呼吸器取り外し事件を踏まえ、平成19年に策定された「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」（平成27年に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に名称変更）は、その策定から約10年が経過しており、

- 高齢多死社会の進行に伴い、地域包括ケアシステムの構築に対応したものとする必要があること
  - 英米諸国を中心として、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の概念を踏まえた研究・取組が普及してきていること
- を踏まえ、ガイドラインの見直しを行う必要がある。

## 主な見直しの概要

- ① 病院における延命治療への対応を想定した内容だけではなく、在宅医療・介護の現場で活用できるよう、次のような見直しを実施
  - 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に名称を変更
  - 医療・ケアチームの対象に介護従事者が含まれることを明確化
- ② 心身の状態の変化等に応じて、本人の意思は変化しうるものであり、医療・ケアの方針や、どのような生き方を望むか等を、日頃から繰り返し話し合うこと（＝ACPの取組）の重要性を強調
- ③ 本人が自らの意思を伝えられない状態になる前に、本人の意思を推定する者について、家族等の信頼できる者を前もって定めておくことの重要性を記載
- ④ 今後、単身世帯が増えることを踏まえ、③の信頼できる者の対象を、家族から家族等（親しい友人等）に拡大
- ⑤ 繰り返し話し合った内容をその都度文書にまとめておき、本人、家族等と医療・ケアチームで共有することの重要性について記載

厚生労働省ホームページ

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>

# 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 における意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。

心身の状態に応じて意思は変化しうるため  
繰り返し話し合うこと



## 主なポイント

本人の人生観や価値観等、できる限り把握

本人の意思が  
確認できる

本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた、**本人の意思決定が基本**

人生の最終段階における  
医療・ケアの方針決定

本人や家族等※と十分に話し合う

・家族等※が本人の意思を推定できる

**本人の推定意思を尊重し、**  
本人にとって最善の方針をとる

話し合った内容を都度文書にまとめ共有

本人の意思が  
確認できない

本人にとって最善の方針を  
医療・ケアチームで慎重に判断

・家族等※が本人の意思を推定できない  
・家族がいない

- ・心身の状態等により医療・ケア内容の決定が困難な場合
- ・家族等※の中で意見がまとまらないなどの場合等

→複数の専門家で構成する話し合いの場を設置し、方針の検討や助言

※本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが重要である。

※家族等には広い範囲の人(親しい友人等)を含み、複数人存在することも考えられる。



# 人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業

令和8年度予算額 **1.1**億円（55百万円） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の相談に適切に対応できる体制を強化するため、医療・ケアチーム（医師、看護師等）の育成研修を全国で実施するとともに、継続性の担保のために講師人材の育成を実施。また、国民への普及啓発も併せて実施している。

## 2 事業の概要・スキーム

### 研修事業

医療機関等において人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっている医師を含む多職種チーム（病院・診療所・訪問看護ステーション・介護老人福祉施設等より、多職種チームで参加することを推奨）

プログラム	主旨、構成内容
講義	ガイドラインに基づいた意思決定（総論）
講義・グループワーク	STEP1：本人の意思決定する力を考える
講義・グループワーク	STEP2：本人の意思の確認ができる場合の進め方
講義	STEP3：本人の意思を推定する
講義	STEP4：本人にとって最善の方針について合意する
グループワーク	STEP3・4
講義・グループワーク	コミュニケーションスキル演習

### 研修開催実績

平成26・27年度（モデル事業として実施）  
15か所**49名**が研修を修了

平成28～令和元年度（講師人材研修と相談員研修を実施）  
346名の講師人材を育成。1,168チーム・**4,209名**が相談員研修を受講

令和2～令和5年度（病院向け・在宅向けの2プログラムで相談員研修を実施）  
882チーム・**3,271名**が相談員研修を受講（うち在宅向けは1,288施設・1,430名）

令和6年度（基本研修と専門研修の2プログラムを実施）  
281チーム・**519名**が研修を受講（基本研修は83施設・**321名**、専門研修は198施設・**198名**）  
…平成26～令和6年度の10年間で延**8,048名**が研修を受講（モデル事業の受講者を含む）

### 実施主体

委託事業：【研修事業】コンサルや教育研究機関等を想定 【普及啓発事業】広告事業者等を想定

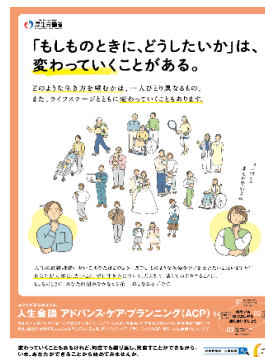
### 普及啓発事業

#### 対象者

- 一般の方（住民、患者）
- 医療・介護従事者以外でACPを周知し、日常生活の中でACPを行うきっかけ作りを行い得る、地域のキーパーソン

#### 事業概要

「人生会議」普及啓発のためのイベントの開催や動画等の資料の作成



※令和2年度事業で作成した普及啓発動画

※令和5年度事業で作成した普及啓発ポスター

### 普及啓発実績

平成29年度 市民公開講座を実施

平成30年度 一般向け学習サイト作成  
(<http://www.med.kobe-u.ac.jp/jinsei/>)

令和元年度 普及啓発イベント開催

令和2～令和4年度 普及啓発動画の作成

令和5年度 シンポジウムの開催及び普及啓発ポスター作成

令和6年度 シンポジウムの開催及び普及啓発漫画の作成

# 本人の意向を尊重した意思決定のための研修会について

## <研修会の目的>

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療・介護従事者等から適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人が家族等および医療・介護従事者等と話し合いを行い、本人の意向を尊重した意思決定に基づき、進めることが重要とされている。

そこで本事業では、以下の3つの研修会を実施している。

- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に則って、人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定等の際に本人や家族等の相談に乗り、必要に応じて関係者の調整を行う事ができる相談員を育成する。 **(相談員研修会)**
- 相談員研修会を修了した者等を対象に、適切なファシリテーションを行うために必要な知識、技術を習得してもらい、相談員の育成に寄与する人材を育成する。 **(指導者研修会)**
- 各地方自治体等において、相談員研修会のプログラムに準拠した研修会を開催し、相談員育成の裾野を広げる。 **(準拠研修会)**

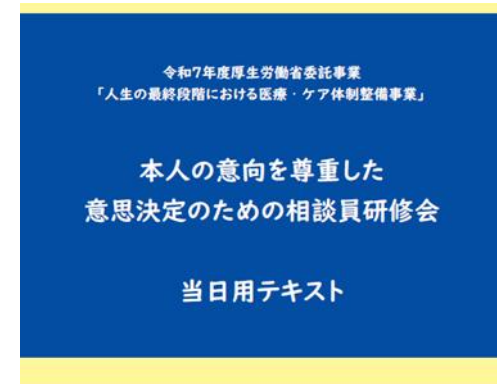
⇒ガイドライン及びアドバンス・ケア・プランニングへの理解を深め、本人の意向を尊重した意思決定のための相談体制の整備を図る。

## <研修会の対象者>

各医療機関等において、人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定に携わっている医療・介護従事者等（医師・看護師・MSW・ケアマネージャー・施設ケアスタッフ 等）

### ※ 備考

過年度においては、主に医療機関から医師を含む多職種の方が参加する「基本プログラム」と、主に在宅医療・介護従事者が参加する「在宅医療・介護従事者版」の2つに分かれ、どちらのプログラムにおいても相談員研修会を実施していたが、より施設間、職種間の視点の違い等を理解し、多職種で協働した意思決定支援の方法を学ぶ研修とするため、令和7年度から2つの研修を統合した、「統合版」として実施している。



# 令和8年度 本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会/指導者研修会について

## 令和8年度 相談員研修会

	開催日程	開催方法	募集予定人数	備考
第1回	令和8年 8月2日(日)	Web開催	80名	参加費は無料 ※ただし、対面形式における 会場までの交通費は自己負担
第2回	令和8年 8月9日(日)	対面開催 (大阪府)	60名	
第3回	令和8年 10月25日(日)	Web開催	80名	
第4回	令和8年 11月3日(火・祝)	対面開催 (東京都)	80名	

第1回、第2回相談員研修会の募集が6月11日から始まっています！  
令和8年7月10日（金）締め切り




令和8年度厚生労働省委託事業  
人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業

**本人の意向を尊重した意思決定のための  
第1回 第2回 相談員研修会 開催のご案内**

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療・介護従事者等から適切な情報の提供と説明がなされた上で、本人が家族や医療・介護従事者等と話し合いを行い、本人の意向を尊重した意思決定に基づき、進めることが重要とされています。本研修会では、平成30年に改訂された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った相談員研修会を実施し、本人の意思決定のための相談体制の整備を図ることを目指しています。



**相談員研修会プログラム日程 (9:00~17:30)**

第1回 令和8年8月2日(日) Web開催	第2回 令和8年8月9日(日) 対面開催(大阪府)	第3回 令和8年10月25日(日) Web開催	第4回 令和8年11月3日(火・祝) 対面開催(東京都)
-----------------------	---------------------------	-------------------------	------------------------------

**お申し込み方法** <https://forms.office.com/e/qmzgr7cBss>

**お問い合わせ先** 研修内容、研修お申込み、Zoomなどのパソコン操作に関するお問い合わせ [MAIL: mhlw\\_e.field@tohatsu.co.jp](mailto:mhlw_e.field@tohatsu.co.jp)

## 令和8年度 指導者研修会

	開催日程	開催方法	募集予定人数	備考
第1回	令和9年 2月7日(日)	Web開催	80名	参加費は無料
第2回	令和9年 2月14日(日)	Web開催	80名	

# 「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」の準拠認定について

## 準拠研修会とは

各地方自治体や医療機関等で独自に開催する研修について、

- 本事業の「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」の研修プログラム、構成、タイムテーブル等に準拠した構成内容であること
- 研修会の講師やファシリテーターなどの体制が規定に沿って整備されていること 等

上記を厚生労働省医政局地域医療計画課宛て（事務局）に申請し、

準拠していることを認定されることによって、

- 「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」の資料、講義動画、ファシリテーターマニュアル等一式
- 準拠研修会修了書のテンプレート

を送付して、地域においても国主催の相談員研修会と同様の研修会を開催できるような対応をしています。

## <令和7年度 実績>

自治体、地域の医師会・病院から16件の申請・実施報告を受付け、  
**延べ680名**に修了証の発行を行いました。

## 修了証

【施設名】

【氏名】 殿

あなたは厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」で実施している「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会（基本版）」の令和6年度プログラムに準拠した相談員研修を修了したことを証します。

【研修実施日または修了証送付日をご記載ください】

【実施した準拠研修名をご記載ください】

講師：【講師の方のお名前に変更ください】

（〇〇年度本人の意向を尊重した意思決定支援のための指導者研修修了）

※本研修は、厚生労働省より、厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」で実施している「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会（基本版）」の令和6年度プログラムに準拠している旨の認定を受けています。

# 「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」の準拠認定について

## ★市町村の皆さまにお願いしたいこと★

今年度も「準拠認定申請」の**受付を実施**します。（6月11日から開始）

人生の最終段階における医療・ケアに関する意思決定支援体制を整備するにあたっては、地域において本人の相談に適切に対応できる相談員を養成できる体制を整えることが重要であると考えております。地域における本人の意向を尊重した意思決定のための相談体制の更なる整備に向け、地域における本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会に準拠した研修会（準拠研修）の開催について、積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

※ 準拠研修の講師となれる者（指導者研修会修了者）については、厚生労働省から都道府県に情報提供していますので、各都道府県にお問い合わせください。

※ 準拠研修の開催には、地域医療介護総合確保基金（医療分）の活用もできますのでご検討ください（要件あり）

今後、各地で「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」に準拠した研修（準拠研修）の開催を一層促進していくために、準拠研修会を企画・開催する各地方公共団体や医療機関等が、研修運営に関するノウハウを得ていただくことを目的として、相談員研修会の見学を受付けています。

各研修会の詳細は、令和8年6月11日付けで送付した事務連絡をご確認いただくか、厚生労働省HPをご参考ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_73541.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73541.html)

**準拠研修の開催について積極的にご検討ください**

厚生労働省 E-FIELD  
令和8年度厚生労働省委託事業  
人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業

### 本人の意向を尊重した意思決定のための 相談員研修会に係る準拠認定申請のご案内

人生の最終段階における医療・ケアについては、医療・介護従事者等から適切な情報と説明がなされた上で、本人が家族や医療・介護従事者等と話し合いを行い、本人の意向を尊重した意思決定に基づき、進めることが重要とされています。各自自治体・医療機関等による、令和7年度で作成した「本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会」（令和7年度相談員研修）のプログラムに準拠した研修会の開催にあたり、研修会運営事務局において準拠認定申請の受け付けを開始いたします。

**準拠要件・申請書類**  
令和8年6月11日付け 厚生労働省医政局地域医療計画課 事務連絡「厚生労働省委託事業「人生の最終段階における医療・ケア体制整備事業」本人の意向を尊重した意思決定のための相談員研修会に係る準拠認定申請について」をご確認ください。  
厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_73541.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73541.html)

**申請審査・認定**  
研修会運営事務局は、提出された申請書類を審査し、申請された当該研修会が、令和7年度相談員研修会のプログラムに準拠していると判断した場合は、その旨を認定通知とともに本事務局へ通知します。  
※ 講師の研修に関する情報は、下記の研修会運営事務局までご連絡ください。  
※ 今年度の準拠研修は令和7年度相談員研修会のプログラム(統合版)に準拠して実施していたため、講師の要件等の昨年と変更となっておりますのでご注意ください。

**申請期間** 研修開始日の10営業日前までに申請書類を提出先までご提出ください。

**申請書類提出先** 令和8年6月11日付け事務連絡をご確認の上、下記メールアドレス宛に申請書類一式を送付して、ご申請ください。

**申請メールアドレス** MAIL:mhlw\_e.field@tohmatu.co.jp

**相談員研修会見学の受付**  
準拠研修の開催を一層促進していくため、準拠研修を企画・開催する方を対象に、研修運営に関するノウハウの提供を目的として、相談員研修会の見学を受付けます。詳細は厚生労働省HPをご確認ください。

**お問い合わせ先** 令和8年度準拠研修の申請方法や講師の研修に関する相談、認定状況、資料等の活用に関するお問い合わせ  
本人の意向を尊重した意思決定のための研修会運営事務局  
(有償責任者法人「トーマツ」内)  
MAIL:mhlw\_e.field@tohmatu.co.jp

※ご質問内容によっては、ご回答にお時間を要する場合がございます。